

平成25事業年度

〔 自 平成25年 4月 1日  
至 平成26年 3月31日 〕

第 9 期

事 業 計 画

東日本高速道路株式会社

## I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成25事業年度の事業計画については、事業全体としては総額5,768億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は5,444億円の事業費を予定している。資金計画については、総額3,672億円の資金を社債の発行や民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。収支予算については、当期純損失として17億円発生する予定である。

## II. 事業計画

### 1. 高速道路事業に係る事業計画

平成25事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するため、計画的かつ重点的な高速道路整備を行うとともに、その機能向上強化を図るため、2,599億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと2,435億円）を予定している。また、本事業年度内の開通予定道路として、一般国道47号（仙台北部道路）（富谷JCT～富谷）1.7km、一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）（東金JCT～木更津東）42.9kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、2,845億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成25事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	東関東自動車道など計9道路270kmの新設、関越自動車道など計18道路86kmの改築	2,599
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	北海道縦貫自動車道など計32道路3,677kmの維持、修繕等	2,845
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		5,444

## 2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成25事業年度における高速道路事業以外の事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うため、177億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、129億円の事業費を予定している。

なお、その他事業については、駐車場事業、トラックターミナル事業、高架下の占用施設を活用した事業、コンサルティング事業、宿泊事業、カード事業、Web事業などを展開するため、19億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成25事業年度の実業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	北海道縦貫自動車道有珠山サービスエリアなど計272箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	177
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（鶴ヶ島JCT～久喜白岡JCT）建設事業の施行に関する用地細目協定」に基づく受託事業ほか	129
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業68箇所、コンサルティング事業、宿泊事業1箇所、カード事業、Web事業ほか	19
合計B（高速道路事業以外）		324
合計（A+B）（全事業）		5,768

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金3億円を含む。

## ■資金計画書

平成25事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	6,062	6,062	
関連事業営業収入	250		250
SA・PA事業収入	105		105
その他の事業収入	16		16
受託事業収入	129		129
営業外収入	—	—	—
(資本的収入)			
社債・借入金	3,672	3,672	(3,672)
機構からの無利子借入金	—	—	(—)
社債	3,000	3,000	(3,000)
民間借入金	672	672	(672)
前期繰越金	606	353	(26)
合計	10,590	10,087	(3,698)
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,510	1,510	
道路維持管理費	706	706	
道路業務管理費	540	540	
一般管理費等	264	264	
道路資産賃借料	4,299	4,299	
関連事業管理費	219		219
SA・PA事業管理費	75		75
その他の事業管理費	16		16
受託事業営業費	129		129
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	2,599	2,599	(2,578)
新設・改築費	2,435	2,435	(2,414)
一般管理費等	112	112	(111)
支払利息等	52	52	(52)
高速道路修繕費	1,335	1,335	(1,115)
修繕費	1,236	1,236	(1,038)
一般管理費等	72	72	(50)
支払利息等	27	27	(27)
関連事業建設費	105		105
SA・PA事業建設費	102		102
その他の事業建設費等	4		4
社債等償還金	50	50	—
次期繰越金	472	294	(5)
合計	10,590	10,087	(3,698)

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の( )書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

## ■収支予算書

平成25事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	7,972	7,972	
(1) 料金収入	6,030	6,030	
(2) その他収入	1,941	1,941	
・道路資産完成高	1,941	1,941	
2. 営業費用	7,984	7,984	
(1) 道路資産賃借料	4,095	4,095	
(2) 道路資産完成原価	1,961	1,961	
(3) 管理費用	1,670	1,670	
・維持修繕費	672	672	
・管理業務費	519	519	
・一般管理費等	240	240	
・租税公課	17	17	
・減価償却費	223	223	
(4) 引当金等	258	258	
高速道路事業営業利益	▲12	▲12	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	241		241
(1) SA・PA事業収入	101		101
(2) その他の事業収入	16		16
(3) 受託事業収入	125		125
2. 営業費用	228		228
(1) SA・PA事業費	86		86
(2) その他の事業費	17		17
(3) 受託事業費	125		125
関連事業営業利益	13		13
全事業営業利益	1	▲12	13
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	18	8	10
経常利益	▲17	▲20	3
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	▲17	▲20	3
法人税、住民税及び事業税	—	—	—
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	▲17	▲20	3

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 引当金等にはマイレージ割引費用等を計上している。

※ 高速道路事業における損失については、高速道路事業に係る利益剰余金を活用して、機構に帰属する道路資産を形成し、債務の引渡しを行わない事業（20億円）を含む。